

御購読者各位

東京法令出版株式会社

『矯正実務六法 追録第3号』

お詫びと訂正のお願い

平素より、『矯正実務六法』をご購読いただきありがとうございます。

昨年8月に発行した、**追録第3号【受刑者の処遇要領に関する訓令】**に下記の誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p 4278(～4292) 別記様式第1号 処遇要領票の記載要領中	<p>5 「矯正処遇の目標」欄 個々の受刑者が改善すべき問題点に立脚した、<u>矯正処遇</u>の実施により達成させるべき重点的な目標を、3項目<u>以内</u>で設定すること。〔以下略〕</p> <p>(中略)</p> <p>8 「備考」欄 矯正処遇に関する本人の希望、処遇要領を変更した理由その他矯正処遇を効果的に実施する上で特に参考となる事項を記載すること。</p>	<p>5 「矯正処遇の目標」欄 個々の受刑者が改善すべき問題点に立脚した、<u>被害者等の心情等（被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び法第84条の2第3項の規定により聴取した心情等をいう。）の理解及び被害弁償への動機付けに関する内容を含む矯正処遇</u>の実施により達成させるべき重点的な目標を、3項目<u>程度</u>設定すること。〔以下略〕</p> <p>(中略)</p> <p>8 「備考」欄</p> <p>(1) 矯正処遇に関する本人の希望、処遇要領を変更した理由その他矯正処遇を効果的に実施する上で特に参考となる事項を記載すること。</p> <p>(2) <u>社会復帰支援に関する本人の意向及び社会復帰支援の必要性の有無を記載すること。</u> また、<u>受刑者の社会復帰支援に関する訓令（令和5年法務省矯成訓第10号大臣訓令）第3条に規定する支援対象者については、同訓令第6条の規定により明確化した社会復帰支援の方針を記載すること。</u></p> <p>(3) <u>その他上記5から7までの各欄に記載された内容について、補足すべき事項を記載すること。</u></p>

以上

別記様式第1号 処遇要領票

【処遇要領】（ ）

作成年月日		(注抜欄)	
処 遇 要 領 票			
施設名			
番号			
氏名			
矯正処遇の目標			
作業			
改善指導			
矯正処遇の内容・方法			
教科指導			
矯正処遇実施上の留意事項			
備考			

処遇要領票の記載要領

- 1 「作成年月日」欄
刑事施設の長が処遇要領を決定した年月日を記載すること。
- 2 「施設名」欄
刑事施設の正式名称を記載すること。
- 3 「番号」欄
受刑者の称呼番号を記載すること。
- 4 「氏名」欄
氏名には、振り仮名を振ること。
- 5 「矯正処遇の目標」欄
個々の受刑者が改善すべき問題点に立脚した、被害者等の心情等（被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び法第84条の2第3項の規定により聴取した心情等をいう。）の理解及び被害弁償への動機付けに関する内容を含む矯正処遇の実施により達成させるべき重点的な目標を、3項目程度設定すること。設定に当たっては、当該受刑者が刑事施設収容中に達成することが可能かどうかについて考慮すること。
なお、その意図、計画等が的確に表現されるよう記載とすること（記載例：理解させる、伸ばす、習慣付ける、態度を育てる、定着させる）。
- 6 「矯正処遇の内容・方法」欄
矯正処遇の種類ごとに、矯正処遇の目標の達成のために実施すべき矯正処遇の内容（例えば、特別改善指導の種類等）及び方法を、簡潔かつ具体的に記載すること。
- 7 「矯正処遇実施上の留意事項」欄
処遇の実施上の妨げとなったり、指導上困難が予想される事項、保安上又は医療上配慮すべき事項等を記載すること。
- 8 「備考」欄
(1) 矯正処遇に関する本人の希望、処遇要領を変更した理由その他矯正処遇を効果的に実施する上で特に参考となる事項を記載すること。
(2) 社会復帰支援に関する本人の意向及び社会復帰支援の必要性の有無を記載すること。
また、受刑者の社会復帰支援に関する訓令（令和5年法務省矯正刑第10号大臣訓令）第3条に規定する支援対象者については、同訓令第6条の規定により明確化した社会復帰支援の方針を記載すること。
(3) その他上記5から7までの各欄に記載された内容について、補足すべき事項を記載すること。

【箋四二七】